

1 事業名

所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例及び所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正

2 事業の概要

土地区画整理法の一部改正に伴い、引用条項について所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

土地区画整理法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第98号 所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例及び所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

◎所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正（第1条関係）

（換地を定めない宅地等の清算金）

第25条 法第90条、第91条第3項、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

（換地を定めない宅地等の清算金）

第25条 法第90条、第91条第4項、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

◎所沢都市計画事業所沢駅西口土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正（第2条関係）

（換地を定めない宅地等の清算金）

第25条 法第90条、第91条第3項、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算するときにおける清算金の額は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た額とする。

（換地を定めない宅地等の清算金）

第25条 法第90条、第91条第4項、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算するときにおける清算金の額は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た額とする。